

平成30年度統計法施行状況報告の概要

1. 統計法施行状況報告とは
2. 基本計画の推進状況
3. 公的統計の作成等

令和元年6月

総務省政策統括官(統計基準担当)

1. 統計法施行状況報告とは

統計法(平成19年法律第53号)に基づき、

- 1 総務大臣は、各府省、地方公共団体等が実施している統計調査等の状況を毎年度取りまとめ、公表するとともに統計委員会に報告。
- 2 取りまとめの中で、公的統計基本計画(平成30年度～令和4年度)の推進状況のフォローアップを併せて行っている。

(参照条文)

統計法

第55条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

- 2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定による報告があったときは、この法律の施行に関し、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第4条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
 - 二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

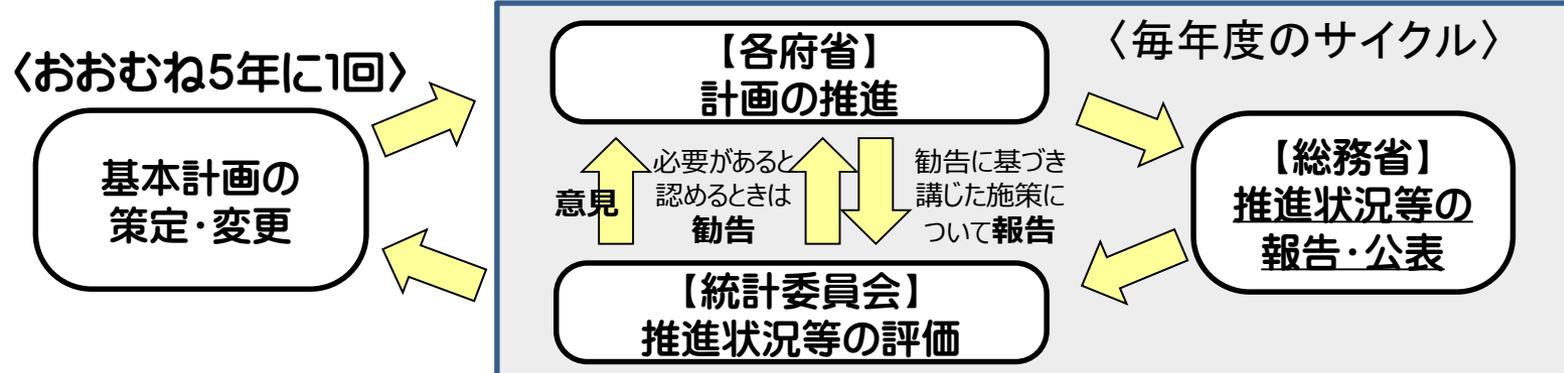
○ 公的統計基本計画について

- ・ 現行の第Ⅲ期基本計画(平成30年度～令和4年度)は、経済財政諮問会議や統計改革推進会議が示した統計改革の方向性を確かなものとするため、平成30年3月に1年前倒しで策定
- ・ 各府省は、第Ⅲ期基本計画の記載事項(全184事項)について、府省間の連携を図りつつ、各種取組を推進

<第Ⅲ期基本計画の記載事項例>

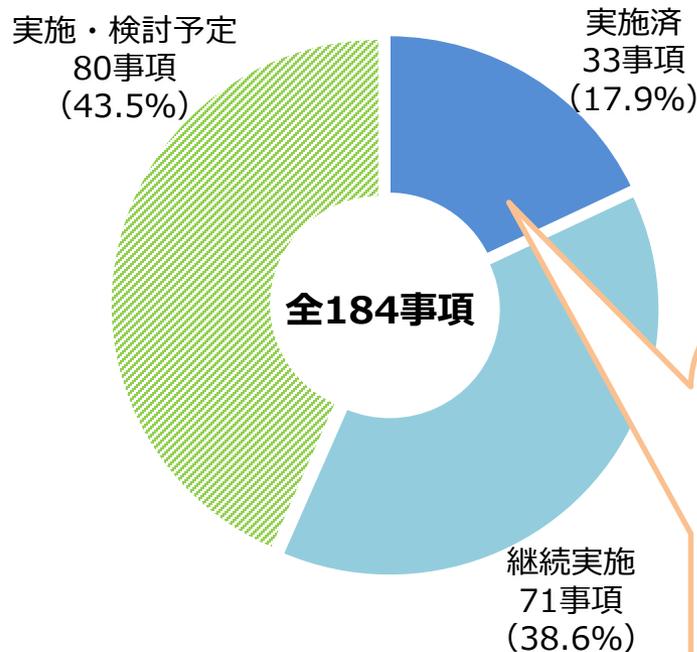
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実 ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	◎ 家計調査について、報告者や都道府県職員・統計調査員の負担軽減にも配慮しつつ、オンライン家計簿の全面導入や機能拡充等に向け、段階的かつ円滑に取組を推進する。	総務省	平成31年(2019年)から実施する。
	◎ 家計統計について、調査結果の補正方法に係る研究を進めるとともに、調査手法の変更による影響の検証や情報提供等を充実する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 消費動向指数(C T I)について、産官学連携の研究協議会を活用するなどして、景気指標として有用なものとなるよう、引き続き開発・精度向上に取り組む。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。	財務省	平成30年度(2018年度)中に結論を得る。

○ 統計法施行状況報告による基本計画の評価及び推進



2. 基本計画の推進状況

- 平成30年度の報告では、第Ⅲ期基本計画の記載事項について、「実施済」、「継続実施」などに区分して進捗状況を把握・整理



【平成30年度末の進捗状況】

- 基本計画の計画期間は、平成30年度～令和4年度
- 計画初年度の平成30年度末時点では、**約57%が実施済又は継続実施**

＜平成30年度に「実施済」の主な取組実績＞

- 5年に1度の経済センサス・活動調査の中間年における産業横断的な統計を整備するため、経済構造実態調査（基幹統計調査）の新設を承認（令和元年度から調査を開始）〔総務省、経済産業省〕
- GDP統計の精度向上を図るための産業連関表の供給表・使用表（SUT）体系への移行の基盤となる「サービス分野の生産物分類（2019年設定）」を策定〔総務省〕
- 法人企業統計調査について、民間の会計ソフト会社に電子調査票の仕様を公開して協力依頼を行うとともに、電子調査票に民間の会計ソフトから出力された回答データを自動で取り込む連携機能を追加〔財務省〕

3. 公的統計の作成等

公的統計の作成

- ◇ 基幹統計調査（50調査）の30年度実施件数：41件
 - ◇ 一般統計調査（228調査）の30年度実施件数：185件
- 統計調査の30年度実施件数：226件

調査票情報等の利用及び提供

- ◇ 調査票情報の提供 30年度の利用件数：382件（公的機関による利用を除く。）
- ◇ オーダーメイド集計 30年度末時点で、28調査が利用可能
30年度の利用件数：22件
- ◇ 匿名データ 30年度末時点で、7調査が利用可能
30年度の利用件数：49件
- ◇ 統計情報の提供（e-Stat） 30年度のアクセス件数：約2,149万件〔※検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセスを除いた件数〕
30年度末時点の統計の登録数：604件、統計表の提供数：約77.4万表

統計委員会

- ◇ 30年度の開催実績 統計委員会：14回、部会：49回〔※部会（複数）の開催回数の合計〕
- ◇ 30年度の答申件数：14件
- ◇ 毎月勤労統計調査における不適切事案等への対応
 - ・ 統計委員会から厚生労働大臣に対し、調査計画に沿った調査の実施等を求める意見の提示
 - ・ 点検検証部会等における点検検証